

○当別町総合計画審議会条例施行規則

平成19年 3 月30日規則第22号

(目的)

第1条 この規則は、当別町総合計画審議会条例(平成19年当別町条例第7号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき当別町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(専門部会)

第2条 条例第7条の規定による専門部会(以下「部会」という。)の設置は、諮問事項に応じて審議会で決定する。

2 部会の委員は、審議会で決定する。

第3条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第4条 部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、部会の調査及び審議にかかる経過を審議会に報告するものとする。

(合同専門部会)

第5条 審議会は、調査及び審議において必要があると認めるときは、2以上の部会をもって、合同専門部会を開くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第8号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第15号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。